



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月21日火曜日 第2858号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 172
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... (会計課) ... 176

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 177
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 177
 公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 177
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 177
 指定障害児通所支援事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 178
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 178

公 告

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務の委託..... (教育総務課) ... 178

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第6号

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月21日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第1号(第3条関係) 加入等申込書				様式第1号(第3条関係) 加入等申込書			
			省略				省略
他制度からの 転入者の 記載欄	従前の制度名	加入番号	加入期間 (口数追加期間)	従前の制度名	加入番号	加入期間 (口数追加期間)	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日から 年 月 日まで
			(年 月 日から 年 月 日まで)				(年 月 日から 年 月 日まで)
			年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日から 年 月 日まで
			(年 月 日から 年 月 日まで)				(年 月 日から 年 月 日まで)

省略

省略

添付書類 1 加入を申し込む場合

- (1)・(2) 省略
 - (3) 障害証明書(様式第3号)
 - (4) 省略
- 2 省略

注 省略

様式第3号(第3条、様式第1号関係) 省略

様式第5号(第3条、第13条関係) 加入等不承認通知書

省略
(理由)

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第6号(第4条、第6条、第9条、第13条、様式第19号関係)

愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証書

(表面) 省略

(裏面)

1~6 省略

7 加入者が次に掲げる要件の全てを満たしたときは、それ以後の掛金(口数追加に係る掛金を除く。)を納める必要はありません。

- (1) 20年以上継続してこの制度に加入していること。
- (2) 4月1日における年齢が65歳となり、かつ、同日以後における加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達したと。

8 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号。以下「条例」という。)の改正により、掛金、年金等の額が改定されたときは、別段の定めがある場合を除き、改正後の条例の規定を適用するものとします。

9 省略

10 省略

11 省略

様式第6号の2(第4条、第6条、第9条、第13条、様式第19号関係) 愛媛県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

(表面) 省略

(裏面)

1~6 省略

7 口数追加の承認を受けた加入者が次に掲げる要件の全てを満たしたときは、それ以後の掛金を納める必要はありません。

- (1) 口数追加が20年以上継続していること。

省略

省略

添付書類 1 加入を申し込む場合

- (1)・(2) 省略
 - (3) 障害証明書
 - (4) 省略
- 2 省略

注 省略

様式第3号(第3条 関係) 省略

様式第5号(第3条 関係) 加入等不承認通知書

省略
(理由)

様式第6号(第4条、第9条、様式第19号関係)

愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証書

(表面) 省略

(裏面)

1~6 省略

7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になつてから最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達したときは、それ以後の掛金を納める必要はありません。

8 省略

9 省略

10 省略

様式第6号の2(第4条、第9条、様式第19号関係) 愛媛県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

(表面) 省略

(裏面)

1~6 省略

7 口数追加が20年以上継続し、かつ、加入者が65歳になつてから最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達したときは、それ以後の掛金を納める必要はありません。

(2) 4月1日における年齢が65歳となり、かつ、同日以後に
おける口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達し
たこと。

8 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年愛媛県条例
第19号。以下「条例」という。）の改正により、掛金、年金
等の額が改定されたときは、別段の定めがある場合を除き、
改正後の条例の規定を適用するものとします。

9 省略

10 省略

11 省略

様式第12号（第5条関係） 年金（加算額）不支給決定通知書

省略
理 由
教 示
1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを 知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事 に対して審査請求をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知 つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛媛県を被告と して（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起する ことができます。ただし、1の審査請求をした場合には、 当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起 算して6箇月以内に提起することができます。

様式第13号（第6条関係） 愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証
書・口数追加証書・年金証書再交付申請書

省略	省略
省略	（加入者又は年金受給権者） 氏 名 ㊟ 若しくは年金管理者
省略	
省略	
証書の交付 を受けた年 月日	年 月 日
	年 月 日

注 省略

様式第14号（第7条、第13条関係） 年金支給停止決定通知書

省略	省略
省略	おつて、年金支給停止の理由が消滅したときは、速やかに __、その旨を届け出てください。
省略	
備 考	
	1 この決定に不服がある場合は、この決 定があつたことを知つた日の翌日から起 算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し て審査請求をすることができます。

8 省略

9 省略

10 省略

様式第12号（第5条関係） 年金（加算額）不支給決定通知書

省略
理 由

様式第13号（第6条関係） 愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証
書・口数追加証書・年金証書再交付申請書

省略	省略
省略	氏 名 ㊟
省略	
省略	
証書の交付 を受けた年 月日	年 月 日

注 省略

様式第14号 年金支給停止決定通知書

省略	省略
省略	おつて、年金支給停止の理由が消滅したときは、すみやかに __、その旨を届け出てください。
省略	

教 示	<p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>
-----	---

備 考	
-----	--

様式第18号（第8条、第13条関係） 申慰金（加算額）不支給決定通知書

様式第18号（第8条 _____ 関係） 申慰金（加算額）不支給決定通知書

省略	省略
理 由	
教 示	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>

省略	省略
理 由	

様式第22号（第10条関係） 年金管理者指定届書

様式第22号（第10条関係） 年金管理者指定届書

加入 番 号	
年金証 書番号	
省略	(加入申込者若しくは加入者又は年金受給権者)
省略	(年金管理者)氏 名 ㊟
心身障害者 住 所	
氏 名	

加入 番 号	
省略	(加入申込者 _____ 又は年金受給権者)
省略	(年金管理者)氏 名 ㊟
住 所	
心身障害者 氏 名	

注 加入申込者若しくは加入者又は年金受給権者は、記名押印に代えて署名することができる。

注 _____ 記名押印に代えて署名することができる。

様式第23号（第10条関係） 年金管理者変更届書

様式第23号（第10条関係） 年金管理者変更届書

加入 番 号	
年金証 書番号	
省略	
省略	
注 省略	

加入 番 号	
省略	
省略	
注 省略	

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第 1号、様式第 6号、様式第 6号の 2 及び様式第13号の規定による書類は、それぞれ改正後の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第 1号、様式第 6号、様式第 6号の 2 及び様式第13号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第 7号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>様式第 3号（第14条、第15条、第186条、別表第 4 関係） 調定決議書兼通知書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摘要</td> </tr> <tr> <td>摘要 2</td> <td style="text-align: center;">仕訳コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略 別紙 省略</p>	省略	省略	省略		摘要		摘要 2	仕訳コード	省略		<p>様式第 3号（第14条、第15条、第186条、別表第 4 関係） 調定決議書兼通知書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摘要</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略 別紙 省略</p>	省略	省略	省略		摘要		省略	
省略	省略																		
省略																			
摘要																			
摘要 2	仕訳コード																		
省略																			
省略	省略																		
省略																			
摘要																			
省略																			
<p>様式第21号（第39条、第40条、第46条、第73条、<u>第78条</u>、第116条、第119条、第186条、別表第 1、別表第 2、様式第50号関係） 支出負担行為書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経費の内容</td> </tr> <tr> <td>経費の内容 2</td> <td style="text-align: center;">仕訳コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略 別紙 省略</p>	省略	省略	省略		経費の内容		経費の内容 2	仕訳コード	省略		<p>様式第21号（第39条、第40条、第46条、第73条 _____、第116条、第119条、第186条 _____、様式第50号関係） 支出負担行為書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経費の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略 別紙 省略</p>	省略	省略	省略		経費の内容		省略	
省略	省略																		
省略																			
経費の内容																			
経費の内容 2	仕訳コード																		
省略																			
省略	省略																		
省略																			
経費の内容																			
省略																			
<p>様式第21号の 2（第39条、第42条、第43条、第46条 第48条、第73条、第78条、第119条、第186条、別表第 1、別表第 2 関係） 支出負担行為書兼決議書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経費の内容</td> </tr> <tr> <td>経費の内容 2</td> <td style="text-align: center;">仕訳コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	省略	省略		経費の内容		経費の内容 2	仕訳コード	省略		<p>様式第21号の 2（第39条、第42条、第43条、第46条 第48条、第73条、第78条、第119条、第186条、別表第 1、別表第 2 関係） 支出負担行為書兼決議書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経費の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	省略	省略		経費の内容		省略	
省略	省略																		
省略																			
経費の内容																			
経費の内容 2	仕訳コード																		
省略																			
省略	省略																		
省略																			
経費の内容																			
省略																			
<p>様式第22号（第42条、第43条、第45条 第48条、<u>第57条</u>、第73条、第88条、第116条、第119条、第186条、様式第42号、様式第50号関係） 支出決議書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	省略	省略	省略		<p>様式第22号（第42条、第43条、第45条 第48条 _____、第73条、第88条、第116条、第119条、第186条、様式第42号、様式第50号関係） 支出決議書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	省略	省略	省略											
省略	省略																		
省略																			
省略	省略																		
省略																			

経費の内容	
経費の内容 2	仕訳コード
省略	
注 省略	

経費の内容	
省略	
注 省略	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県会計規則様式第3号及び様式第21号から様式第22号までの規定は、この規則の施行の日以後に作成する書類について適用し、同日前に作成した書類については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ワールドプラザ	今治市東村甲745番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか24者	株式会社セブンスター ほか16者	平成28年9月1日 ほか	平成29年3月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡松野町吉野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・梁瀬下地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年 3月22日から 4月18日まで

3 縦覧場所

松野町役場本庁

○愛媛県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、久万高原土木事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）

2 作業期間 平成28年 4月18日から
12月31日まで

3 作業地域 久万高原町（旧面河村、旧美川村）

○愛媛県告示第305号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 24) 第 16099号	平 成 24年 4月 24日	渡 繁 窯 業 (有)	渡 部 正 興	今 治 市 菊 間 町 種 4603	平 成 29年 2月 23日	屋 根 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 24) 第 8458号	平 成 24年 10月 1日	(有)ト 部 鉄 工 所	ト 部 秀 彦	今 治 市 末 広 町 2 - 1 - 3	平 成 29年 2月 28日	機 械 器 具 設 置 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第306号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成29年 3月21日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	氏 名 又 は 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地	
3850300116	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿 部 進	放課後等デイサービス	なないろの羽 番城ルーム	愛媛県宇和島市寄松甲158番地10	平成29年 3月10日

○愛媛県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 3月21日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 に 係 る 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 日 月 日
	氏 名 又 は 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地	
3810300172	有限会社 ケアサポートゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地1	菊 地 比 呂 子	同行援護	有限会社 ケアサポートゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地1	平成29年 3月1日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
- (2) 委託業務名及び数量
教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び要求水準書による。
- (4) 委託期間
平成29年10月1日から平成35年9月30日まで
- (5) 委託業務の履行場所
要求水準書による。
- (6) 入札方法
ア 入札に記載する入札金額は、月額を記載すること。
なお、詳細については入札説明書を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課企画調整係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2997

(2) 入札書の受領期限

平成29年 5月 1日(月) 午前10時まで

(3) 入札説明書の交付方法

平成29年 3月21日(火) から 4月 4日(火) までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成29年 5月 1日(月) 午前10時
愛媛県庁第一別館10階教育委員室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(6) 郵便による入札の取扱い

郵便による入札の場合は、入札書は、平成29年 4月28日(金) 午後 5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(ア) 受付期間

平成29年 3月21日(火) から 4月 4日(火) までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を、次の期限までに提出すること。

(ア) 受付期間

a 要求水準書への対応状況に係る資料

平成29年 3月21日(火) から 4月11日(火) までの執務時間中

b 提案内容に係る資料

平成29年 3月21日(火) から 4月17日(月) までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Operational management and web hosting service for Educational Information and Communication Network System (Ehime School net), one complete set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 1 May 2017

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 28 April 2017)

(3) For further information, please contact: Planning and Coordination Section, Education and General Affairs Division, Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2997